



島根県報

平成21年12月1日（火）

第2,142号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による介護機関の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	（　　　　　）	2
土地改良区の役員の就任	（農村整備課）	2
保安林の指定（2件）	（森林整備課）	3
保安林予定森林	（　　　　　）	3
解除予定保安林	（　　　　　）	4
平成21年度保安林内立木伐採面積の許容限度	（　　　　　）	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	5

【正 誤】

平成19年6月8日付け島根県報第1,886号中	（砂防課）	6
-------------------------	-------	---

告 示**島根県告示第799号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、法による介護支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年12月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
プライム 有限会社	出雲市矢尾町273番地	訪問介護	さくら・介護ステーション出雲北	出雲市矢尾町273番地	平成21年11月11日
プライム 有限会社	出雲市矢尾町273番地	介護予防訪問介護	さくら・介護ステーション出雲北	出雲市矢尾町273番地	平成21年11月11日

島根県告示第800号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定により告示する。

平成21年12月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
宮本整形外科医院 宮本恭介	介護療養型医療施設	宮本整形外科医院	浜田市原町15番地	平成21年11月30日

島根県告示第801号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年12月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

小川 正幸 松江市上乃木3丁目13-9

2 就任年月日

平成21年11月11日

島根県告示第802号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年12月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町野萱859-1、2123-1、2123-10、2123-12、2126、2127-1、2127-3、2150、2153-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第803号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年12月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡海士町大字崎1117-1、1214-1、1214-3、1222-1、1223

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第804号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年12月 1 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
出雲市佐田町高津屋字朝日496-9
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第805号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年12月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市金城町小国イ866-9からイ866-12まで、イ867-14からイ867-17まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第806号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項の規定により、平成21年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第4条の2第3項の規定により告示する。

平成21年12月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

同一の単位とされる保安林		皆伐の限度たる面積 (ha)
松江地区	水源かん養保安林	790.02
斐伊川	〃	1,642.59
神戸川	〃	1,778.93
大田地区	〃	102.07
邑智地区	〃	1,588.14
那賀地区	〃	1,137.33
美鹿地区	〃	3,260.61
隠岐	〃	265.25
浜山地区	防風保安林	2.20

湊原地区	〃	1.02
長浜地区	〃	2.84
湖陵町	〃	2.40
多伎町	〃	0.68
大田市	〃	0.58
仁摩町	〃	0.28
温泉津町	〃	0.02
江津東地区	〃	1.98
江津西地区	〃	0.88
浜田東地区	〃	5.32
益田東地区	〃	1.34
益田西地区	〃	3.08
江津東地区	飛砂防備保安林	1.38
大田市	干害防備保安林	0.86
津和野町	〃	0.36
松江市	魚つき保安林	8.36
出雲市	〃	10.92
大田市	〃	9.90
江津市	〃	0.44
浜田市	〃	7.92
益田市	〃	1.60
隠岐の島町	〃	2.86
海士町	〃	3.52
西ノ島町	〃	1.92
知夫村	〃	1.48
松江地区	土砂流出防備保安林	20.96
斐伊川	〃	17.54
神戸川	〃	30.68
大田地区	〃	3.00
邑智地区	〃	101.12
那賀地区	〃	79.34
美鹿地区	〃	102.09
隠岐	〃	20.06
松江・斐伊川・大田	保健保安林	139.46
邑智・那賀・美鹿	〃	45.24
隠岐	〃	27.24

島根県告示第807号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年12月 1 日

1 区域の名称 玉の宮（追加）

2 土地の表示

平成19年島根県告示第488号で指定した標柱1号と標柱2号を結んだ線、標柱1号と標柱22号を結んだ線、標柱22号と標柱21号を結んだ線、標柱21号と次に掲げる地番の土地に存する標柱23号を結んだ線、標柱23号から標柱28号までを順次に結んだ線及び標柱28号と標柱2号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
松江市玉湯町玉造1825番	1号及び2号
” 562番地先水路敷	21号
” 1823番	22号
” 540番1地先道路敷	23号
” 529番1	24号
” 530番	25号
” 528番6	26号
” 522番	27号
” 1825番	28号

正 誤

平成19年6月8日付け島根県報第1,886号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
4	島根県告示第488号の表中	” 562番地先道路敷	” 562番地先水路敷